2　補正係数ΔAF_{TOT}は、注１のアンテナ係数の値付けの条件に応じて別表第五号から第七号までの補正係数により求める。ただし、周波数が300MHzを超える場合は、補正係数ΔAF_{TOT}を０デシベルとする。

3　他の電波による妨害等のため別表第三号及び第四号に示した周波数において測定することが困難な場合は、当該周波数の近傍で測定を行うことができる。この場合の正規化サイトアッテネーションの理論値は、別表第三号及び第四号に示す値から内挿して求めること。また、補正係数ΔAF_{TOT}についても別表第五号から第七号までを用いて求めること。

七　電波吸収体や電波の透過性の良い材質による覆いが施設された金属基準大地面付きの測定場における測定は、送信用空中線及び測定用空中線を二又は別図第二号により設置し、三から六までの手順に従い、別表第三号及び第四号に示した各周波数に関して、水平偏波及び垂直偏波の各々について行う。

別表第三号　正規化サイトアッテネーションの理論値（水平偏波）

偏波面	水平偏波	
d h_1 h_2	3 m 2 m 1 m～4 m	10m 2 m 1 m～4 m
f_m (MHz)	A_N (dB)	
30	11.0	24.1
35	8.8	21.6
40	7.0	19.4
45	5.5	17.5
50	4.2	15.9
60	2.2	13.1
70	0.6	10.9
80	−0.7	9.2
90	−1.8	7.8
100	−2.8	6.7
120	−4.4	5.0
140	−5.8	3.5
160	−6.7	2.3
180	−7.2	1.2
200	−8.4	0.3
250	−10.6	−1.7
300	−12.3	−3.3
400	−14.9	−5.8
500	−16.7	−7.6
600	−18.3	−9.3
700	−19.7	−10.6
800	−20.8	−11.8
900	−21.8	−12.9
1000	−22.7	−13.8

本表の測定に適用する相互インピーダンス補正係数ΔAF_{TOT}は別表第五号から第七号までを参照。

d：送信用空中線及び測定用空中線の大地面に対する投影の水平間隔（m）

h_1：送信用空中線中心の大地面からの高さ（m）

h_2：受信用空中線中心の大地面からの高さの範囲（m）

別表第四号　正規化サイトアッテネーションの理論値（垂直偏波）

偏波面	垂直偏波			
f_m (MHz)	d＝3 m h_1＝2.75m		d＝10m h_1＝2.75m	
	h_2 (m)	A_N (dB)	h_2 (m)	A_N (dB)
30	2.75～4	12.4	2.75～4	18.8
35	2.39～4	11.3	2.39～4	17.4
40	2.13～4	10.4	2.13～4	16.2
45	1.92～4	9.5	1.92～4	15.1
50	1.75～4	8.4	1.75～4	14.2
60	1.50～4	6.3	1.50～4	12.6
70	1.32～4	4.4	1.32～4	11.3
80	1.19～4	2.8	1.19～4	10.2
90	1.08～4	1.5	1.08～4	9.2
100	1 ～4	0.6	1 ～4	8.4
120	1 ～4	−0.7	1 ～4	7.5
140	1 ～4	−1.5	1 ～4	5.5